

重要

令和7年分 決算・確定申告 事前準備のお願い

スケジュール (P1) と 持ち物 (P2) を
チェックリストでご確認ください



■ スケジュールのチェックリスト

- ・相談は個別相談。相談時間は1会員につき、1日1回40分間
- ・予約は電話、青色アプリ(南会館除く)にて、下表「5.」項のみは「会報誌に予約方法」を同封、必読
- ・12月～1月20日までのご予約は混雑期につき1会員1回限り(下表「4.」項の予約は除く)

※1 1月は決算書の作成準備、確定申告の準備で混雑します。下表「1.と2.と4.」項はお早めにご相談ください

※2 従業員、パート、アルバイト、専従者へ給与の支払いがある方が対象です

※3 下表「4.と5.」項では、帳簿確認などその他の相談はご遠慮ください ※4 (北)=北会館、(南)=南会館

| <input checked="" type="checkbox"/> | 準備の行程 | 相談名 | 相談期間 ※4 | 参照 ページ |
|-------------------------------------|--|------------------------|--|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 1. 事前の帳簿確認 ※1 | 個別相談 ・個別相談会 | 4月～1月20日 (北)(南)共通 | P2-⑤ |
| <input type="checkbox"/> | 2. 減価償却資産の登録、売却、廃棄 ※1 (10万円以上の建物・車両・機械・修繕等) | | | P3-⑥ |
| <input type="checkbox"/> | 3. 決算書の作成準備と、 所得税の確定申告の準備 | 個別相談 ・個別相談会 | 11月～1月20日 (北)(南)共通 | P3 -⑦⑧ |
| <input type="checkbox"/> | 4. 年末調整 ※1、※2、※3 | 源泉相談 | (北)12月9日～1月20日 (南)12月18日～1月16日 | P3-⑨ |
| <input type="checkbox"/> | 5. 決算書の提出と 所得税の確定申告 ※3 | 決算サポート相談 ・決算・確定申告相談 | (北)1月26日～3月16日 (南)2月1日～3月16日 北会館の65万控除の方は2月末まで | P2～ |
| <input type="checkbox"/> | 6. 消費税の確定申告 (インボイス登録の方は必須) | 消費税相談 | (北)3月17日～3月31日 (南)3月23日～3月27日 | P4- ⑩～ |
| <input type="checkbox"/> | 顔写真付き・ マイナンバーカードの準備 | 国税庁との 紐づけ | 4月～1月20日 | P2-② |

マイナンバーカードの
紐づけは終了していますか？

<問い合わせ先>

 一般社団法人 えどがわ青色申告会

■北会館 〒132-0021 江戸川区中央 1-2-18 TEL 03-3656-0621

■南会館 〒134-0083 江戸川区中葛西 4-19-8 TEL 03-5676-0751

■ 決算サポート／決算・確定申告／消費税の相談時 持ち物チェックリスト

※下表のチェック 欄は、P1 の表「5.と6.」項の相談時の「持ち物」と「事前確認」です
 ※チェック 欄の「」は必須の持ち物、「」が事前確認、それ以外は会員ごとに違います
 ※書類が「紙」ではなく「電子データ」の場合でも紙にプリントアウトをしてお持ちください

| <input checked="" type="checkbox"/> | 持ち物 | 注意事項 | | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|---|-----|-----|-----------|------------|------------|------------|------------|--|
| ■ 決算サポート／決算・確定申告／消費税の相談時 ー 共 通 ー | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | ①予約確定日のハガキ (消費税相談時 は不要) | <決算サポート/決算確定申告の予約> 受付期間 12/ 1 ~12/ 1 9間、予約枠の終了まで受付 予約方法 会報誌に同封されています。ご確認ください ・北会館と南会館で申込み用紙が違いますので注意してください ・北会館の予約をされた方で、青色アプリ登録の方は予約確定日のハガキは到着しません。青色アプリにてご確認ください ・予約が取れなかった場合でも、 北会館では当日受付枠をご用意しています。 「当日整理券」を発行し番号順に相談を行います | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | ②顔写真付きの マイナンバーカードと、 暗証番号「4ケタ」と 「6ケタ以上」の2つ  (顔写真付きマイナンバー カード無い方は不要) | 1/20 まで紐づけ作業を受付 <顔写真付きのマイナンバーカードの国税庁との紐づけ準備> ・税務署では、これまでの確定申告書の控えなどに押印される收受印が廃止されました。今後は顔写真付きマイナンバーカードと国税庁との 紐づけ(当会予約にて作業)を事前 にすることで、そのカードから税務署で受付けた控えを出力することができます ・ 紐づけ作業はマイナンバーカードの更新のたびに必要です 作業で (30分程度) 必要なもの ・顔写真付きのマイナンバーカード ・暗証番号「4ケタ」と「6ケタ以上」の2つ ・暗証番号がわからない場合は区役所にて再設定してください ・電子証明書の更新を忘れずに!! | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | ③税務署からの通知書 (確定申告のお知らせ)  | <記載内容> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>所得税</th> <th>消費税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆青色／白色の種類</td> <td>◆簡易課税の提出状況</td> </tr> <tr> <td>◆予定納税の支払状況</td> <td>◆中間納付の支払状況</td> </tr> <tr> <td>◆振替納税の利用状況</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・前年の申告方法により届かない場合があります。その場合は持参不要ですが、予定納税、中間納付がある方は「支払った金額がわかるもの」をかわりに持参してください ・1月下旬頃、ハガキまたは納付書に同封される書面で到着 | 所得税 | 消費税 | ◆青色／白色の種類 | ◆簡易課税の提出状況 | ◆予定納税の支払状況 | ◆中間納付の支払状況 | ◆振替納税の利用状況 | |
| 所得税 | 消費税 | | | | | | | | | |
| ◆青色／白色の種類 | ◆簡易課税の提出状況 | | | | | | | | | |
| ◆予定納税の支払状況 | ◆中間納付の支払状況 | | | | | | | | | |
| ◆振替納税の利用状況 | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | ④令和6年分の決算書と所得税の確定申告書の控え | | | | | | | | | |
| ■ 決算サポート／決算・確定申告の相談時 ー 決算書関係 ー | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | ⑤帳簿は完成していますか？(持参不要) | 記帳に不安がある、わからない箇所がある方は 1/20 までの「個別相談・個別相談会」でご相談を  | | | | | | | | |

⑥減価償却資産の
新規登録、売却・廃棄
の処理は済んでいますか？(要、事前対応)

- ・「原則」として単価10万円以上の固定資産(建物・車両・機械・修繕等)は、減価償却資産として台帳への登録が必要です。また購入した年に全額経費で計上できません。法定耐用年数に応じて本年分を経費(減価償却費)計上していきます
- ・台帳への新規登録や既に登録した資産の売却・廃棄の処理を**事前に行う**ことで、次の「⑦」項の「決算書の作成」に備えます

事前の新規登録、売却・廃棄の処理は
1/20までの「個別相談・個別相談会」でお済ませください
※予約の際に購入内容に応じて、相談時に持参してもらう書類をご案内します

⑦令和7年分の
「決算書の作成」

決算書の様式は2つ
◆書式
「決算相談の下書き」
◆会計ソフトで印刷した
「決算書」

○個人事業主の申告は確定申告書と「決算書」が必要です。
1月20日までに「決算書」を完成しておきましょう
○決算書は、◆手書き用の書式「決算相談の下書き」か、または◆会計ソフトで印刷する「決算書」があり、帳簿の種類や会計ソフトの入力状況によって作成方法(下表参照)が異なります

決算書や次の「⑧」項以降の
所得税の確定申告関係のご不明な点は・・・
1/20までの「個別相談・個別相談会」でご相談を

<決算書を作成する前に>
完成した帳簿をもとに決算整理をしてから決算書を作成します。一例として、
・本年償却分の減価償却費の計上と未償却残高の確認
・棚卸、自家消費の計上や家事按分の確認・各科目の繰越残高の確認など
決算整理は事業主の取引内容により相違します。詳しくはご相談ください

<決算書の作成>

| 帳簿の種類 | 決算相談の下書き ※1 | 決算書 |
|---------------|-------------|-------|
| 手書きの帳簿(エクセル含) | 手書き | — |
| 会計ソフトの帳簿 | 一部手書き ※2 | 印刷で出力 |

※1 書式「決算書相談の下書き」は会報誌で配付、当会HPにも掲載
※2 会計ソフトで「給与賃金の内訳」、「専従者給与の内訳」、「利子割引料の内訳」、「地代家賃の内訳」、「不動産所得収入の内訳」などを入力しない方は、その分を書式「決算相談の下書き」に補記して持参してください



■決算サポート相談/決算・確定申告の相談時 — 確定申告関係 —

⑧所得税 確定申告書
の下書きの作成



- ◆配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除など人的控除の対象者、**給与収入見込額**などの記入を忘れずに!
- ※「所得税 確定申告書の下書き」は会報誌で配付、HPにも掲載
- ※本年は給与収入見込額103万円の年収の壁が123万円に変わるなど、詳しくは会報誌7月号をご参照ください

⑨給与所得に対する
源泉徴収簿
(年末調整のある方)

- ◆従業員、アルバイト、パート、専従者に給与を支払っている方が対象で、年末調整相談時にお渡しします

1/20(北会館)、1/16(南会館)までの「年末調整相談」でご相談を

⑩源泉徴収票
(給与、年金を
もらっている方)

事業収入以外の収入(給与、年金)がある方

- ◆公的年金収入の方は1/20頃到着
- ◆給与収入の方はお勤め先でお求めください

| | | |
|--------------------------|---|--|
| <input type="checkbox"/> | ⑪支払調書または請求書の控えや支払い通知書による年間の収入総額と源泉総額を記載した書類 | 事業収入(売上)から源泉所得税が引かれている方 ◆売上の取引先で発行依頼をしてください ◆3 事業所以上ある場合は、合計金額を記載した明細表(書式「所得の内訳」)を作成して持参してください。 ※書式「所得の内訳」は会報誌で配付、HPにも掲載 |
| <input type="checkbox"/> | ⑫国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の支払った合計 | 社会保険料等に係る国民健康、後期高齢者医療、介護の各保険ごとに 支払金額を集計してきてください ◆6 月頃到着する決定通知書兼納付通知書は予定額なので確認できません。支払金額がわからない場合は区役所にてお問合せください |
| <input type="checkbox"/> | ⑬一人親方労災保険 | 支払金額がわかるもの を持参。加入している組合で確認を！ |
| <input type="checkbox"/> | ⑭各控除証明書また払込証明書 国民年金 国民年金基金 小規模企業共済 確定拠出年金(iDeCo等) | ◆11 月の中旬頃到着します |
| | 生命保険・地震保険 | ◆保険会社により到着日が異なります |
| <input type="checkbox"/> | ⑮住宅借入特別控除を受ける方 (1年目と2年目以降で持参するものが異なります) | 住宅借入特別控除を受ける方で持参するもの ◆住宅ローン年末残高証明書(1年目、2年目以降も要) …借入先から到着 <1年目・税務署で事前に申請手続きが終了した方(⑱項参照)> ◆住宅借入金等特別控除額の計算明細書 ◆(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書 <2年目以降の方> ◆令和7年分の住宅借入金等特別控除申告書…税務署から初年に到着 |
| <input type="checkbox"/> | ⑯医療費明細 (領収書の持参不要。 5年間保管) | 書式「医療費明細」を 作成して持参 ◆「医療費のおしらせ通知」を利用する場合はそれも持参 ※書式「医療費明細」は会報誌で配付、当会HPにも掲載 |
| <input type="checkbox"/> | ⑰寄付金受領証明書等 (ふるさと納税など) | 寄付先から到着 ◆3件以上ある場合は、合計金額を記載した明細表(書式「寄付金の受領証等」)も作成し持参してください ※書式「寄付金の受領証等」は会報誌で配付、HPにも掲載 |

上記以外の収入や控除等は個別相談／個別相談会で事前にご相談ください

| | | |
|----------|---------------------------|--|
| × | ⑱当会で決算書を作成し、税務署で確定申告となるもの | ・1年目の住宅借入金特別控除の申請手続きが終わっていない ・個人の資産の譲渡(土地、建物、株、FXなどの譲渡) |
|----------|---------------------------|--|

■消費税相談時 —インボイス登録の方は必須／1月5日から電話・青色アプリ(北会館のみ)で予約開始—

| | | |
|--------------------------|---|---------------------------|
| <input type="checkbox"/> | ⑲令和6年分の消費税の確定申告書の控え | |
| <input type="checkbox"/> | ⑳申告が終了した 令和7年分の決算書と所得税の確定申告書の控え | 申告済の決算書と所得税の確定申告をもとに作成します |
| <input type="checkbox"/> | ㉑本則課税の方は本則課税用集計表を 事前に作成して持参 (会計ソフトの書式での印刷でも可) | 本則課税用集計表は当会にてお求めください |
| <input type="checkbox"/> | ㉒令和7年にインボイス登録された方は「登録番号の通知書」 | |